

資料-4

近畿圏大深度地下使用協議会運営要領（案）

（目的及び設置）

第1条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第7条の規定により、近畿圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、近畿圏大深度地下使用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（要領の適用）

第2条 協議会の運営に関しては、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（会議の構成）

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（議長）

第4条 会議に議長を置き、近畿地方整備局長をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

（幹事会）

第6条 協議会に幹事会を置き、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

2 幹事会に代表幹事を置き、近畿地方整備局建政部長をもって充てる。

3 幹事会の幹事は、必要に応じて代表幹事が招集する。

（オブザーバー）

第7条 協議会に別紙3に掲げるオブザーバーを置く。

（要領の変更）

第8条 この要領の変更は、議長が協議会に諮って行うものとする。ただし、機関又はその組織の名称変更等に伴う軽微な変更については、議長の専決により処理することができる。

2 議長は、前項の規定による専決処分をしたときは、次回の協議会に報告するものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局建政部計画管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年2月4日から施行する。

委員 総務省消防庁次長
文部科学省文化庁次長
厚生労働省健康局長
国土交通省都市局長
国土交通省政策統括官
環境省水・大気環境局水環境担当審議官
近畿管区警察局長
近畿中部防衛局長
近畿総合通信局長
近畿財務局長
近畿農政局長
近畿経済産業局長
近畿地方整備局長
近畿運輸局長
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事

幹 事 総務省消防庁特殊災害室長
文部科学省文化庁文化財部記念物課長
厚生労働省健康局水道課長
国土交通省都市局都市政策課長
環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長
近畿管区警察局広域調整部長
近畿中部防衛局企画部長
近畿総合通信局情報通信部長
近畿財務局管財部長
近畿農政局農村計画部長
近畿農政局整備部長
近畿経済産業局産業部長
近畿経済産業局資源エネルギー環境部長
近畿地方整備局企画部長
近畿地方整備局建政部長
近畿地方整備局河川部長
近畿地方整備局道路部長
近畿運輸局企画観光部長
近畿運輸局鉄道部長
京都府建設交通部長
京都府教育委員会教育長
大阪府都市整備部長
大阪府教育委員会教育長
兵庫県県土整備部長
兵庫県教育委員会教育長
奈良県県土マネジメント部長
奈良県教育委員会教育長

オブザーバー

会 議 京都市長
大阪市長
神戸市長
堺市長

幹事会 京都市都市計画局長
大阪市都市計画局長
大阪市建設局長
神戸市企画調整局長
堺市建築都市局長